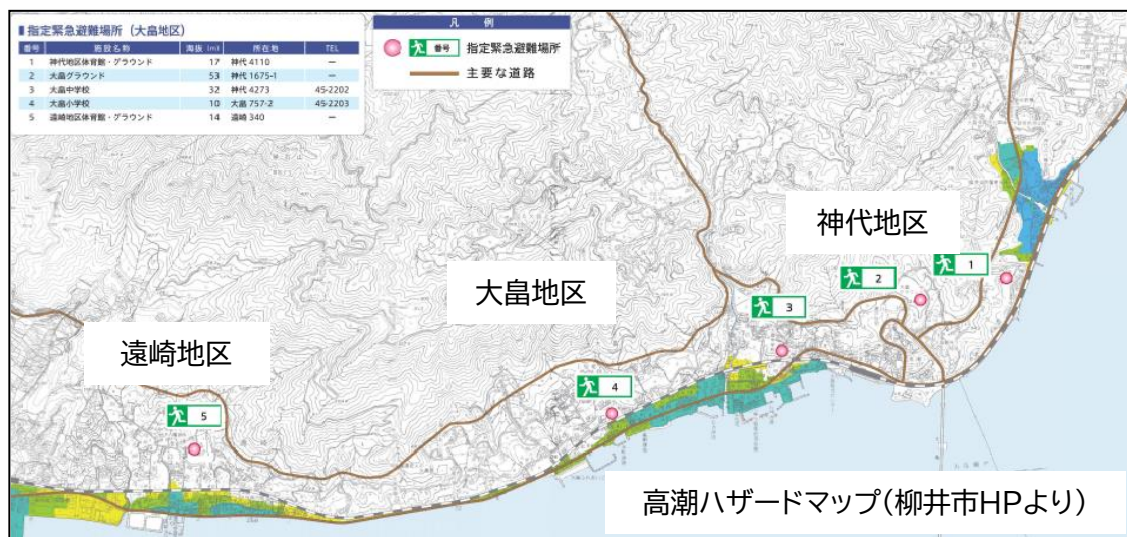


(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標



I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

柳井市（以下、当市という）のハザードマップによると、大島商工会（以下、当会という）の管内では被害が想定されていない。

(土砂災害：ハザードマップ)

当会事務所や JR 大島駅のある神代地区は、がけ崩れや地すべりが生じる恐れのある箇所が点在しており、当会事務所も地すべりの影響を受ける可能性がある。

旧商店街や市役所の出張所がある大島地区は、がけ崩れが生じる恐れのある箇所がいくつかあるほか、山間部の大久保集落では地すべりが生じる恐れがある。

遠崎地区は、がけ崩れや地すべりが生じる恐れのある箇所がいくつかあり、地すべり警戒区域の一つは国道 188 号線や JR を遮断する可能性がある。

(地震：J-SHIS・ゆれやすさマップ等)

地震ハザードステーション (J-SHIS) の防災地図によると、当会事務所が立地する場所では今後 30 年間に震度 5 弱以上の揺れに見舞われる確率は 89.3%、震度 5 強以上が 66.4%、震度 6 弱以上が 25.5%とされている。

また、当市のゆれやすさマップによると、発生した場合に影響が大きいと推測される各地震のゆれやすさは以下のとおり。

- ・大竹断層地震／管内全域で震度 5 強、遠崎地区の一部で震度 6 弱
- ・安芸灘～伊予灘地震／管内全域で震度 5 強、神代地区・遠崎地区の一部で震度 6 弱
- ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘地震／管内全域で震度 5 強

参考 南海トラフ巨大地震発生想定時の柳井市における最大震度／6 強（平郡島）

(高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、神代地区の海岸部では 3.0m 未満、大島地区・遠崎地区の海岸部では 2.0m 未満の浸水が予想されており、いずれの地区も商工業者が密集するゾーンが該当している。なお、当会事務所は浸水区域に入っていない。

(津波：ハザードマップ等)

当市のハザードマップによると、神代地区・大畠地区・遠崎地区すべての区域の海岸部において一部で最大 4.0m未満の浸水が起き、商工業者が密集するゾーンでは概ね 0.3～2.0m未満の浸水が予想されている。なお、当会事務所は 0.3m未満の浸水が起こる可能性がある。

参考 南海トラフ巨大地震発生想定時の柳井市における最高津波水位・津波到達時間（柳井港）

- ・最高津波水位（満潮時）／T.P. 3.8m（うち津波波高 2.2m）
- ・最高津波水位到達時間／174 分
- ・押し波第 1 波（T.P. 2m）／60 分 ※山口県地震・津波防災対策検討委員会より

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

山口県が公表している「山口県の主な災害（昭和 20 年以降）」等によると、当市（旧大畠町を含む）の状況が「主な被災地域」や「降雨量が多かった地域」等として公表された気象災害は以下のとおり。

発生時期	災害原因	当市の状況	県内被害総額（千円）
S36.7.4～5	豪雨（梅雨前線）	主な被災地域として指定	200,409
H13.3.24	芸予地震	震度 5 強	773,085
H17.3.20	福岡県西方沖地震	震度 4	12,338
H17.7.1～4	豪雨（集中豪雨）	総降水量 446 mm	2,380,296
H30.7.5～9	豪雨（集中豪雨）	総降水量 381 mm（黒杭川ダム）	22,181,370

(2) 商工業者の状況（令和 2 年度／商工会独自調べ）

- ・商工業者等数 127 人
- ・小規模事業者数 123 人

【内訳 1】業種別商工業者数および小規模事業者数

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考 (会員事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	39	39	地域内に広く分散している
	製造業	8	8	すべて海岸部に位置している
	卸・小売業	31	29	海岸部各地に密集ゾーンが点在
	飲食業・宿泊	10	10	ほとんどが海岸部に位置している
	サービス業	31	30	地域内に広く分散している
	その他	8	7	地域内に広く分散している
合 計		127	123	

【内訳 2】地区別小規模事業者数

地 区	小規模事業者数
神代地区	78
大畠地区	27
遠崎地区	18
合 計	123

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・柳井市地域防災計画、柳井市業務継続計画、柳井市災害時受援計画、柳井市津波避難計画の策定
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄
- ・柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 6 月策定）
- ・民間企業との災害時応援協定の締結

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画セミナーの開催
- ・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・新型コロナウイルス感染症特別経営相談窓口の開設
- ・柳井市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ▶ 定量目標：感染症対策の啓蒙活動として、内容を盛り込んだ会報または関連パンフレット等を年 1 回配布する。
- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画の作成を支援する。
 - ▶ 定量目標：本事業期間中、延べ 6 件の事業者 BCP・事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ・当会職員は不測の事態に備え、平時から各種リスクに関する知識を習得し、かつ防災および発災時におけるノウハウ・スキルを身に付けておく。
 - ▶ 定量目標：年 1 回、防災に関する訓練や教育を受ける。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

当会では、多発する自然災害や感染症の拡大など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報やホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等について周知を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP・事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 上記のほか、役員会等を利用し、取組の周知や、進行状況の報告を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 山口県商工会連合会をはじめとした関係団体等へ事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者BCP・事業継続力強化計画等の策定支援を実施する。
- ・ 熊毛南グループ商工会連絡協議会（平生町・上関町・田布施町・大和（光市）および大島の5商工会）および柳井商工会議所との広域連携事業の実施。
- ・ 全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明等を行う。この取組は「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。
- ・ 被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検討する。
- ・ 災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP・事業継続力強化計画等取り組み状況の確認
- ・ 柳井市商工観光課および危機管理課の担当者が必要都度、打合せを行い、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施および発災時情報収集体制の整備

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・地域の事業者等に対し発災後の被害状況について、可能な範囲で商工会等に報告をいただくよう、会報等を活用して周知する。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否報告を行う。
 - ▶ SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、柳井市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。
なお、当会では神代地区・大島地区・遠崎地区の 3 地区に分けて情報を把握する。
- ・被害状況の確認方法

地域各事業所からの被害状況報告および電話等による被害状況確認
職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

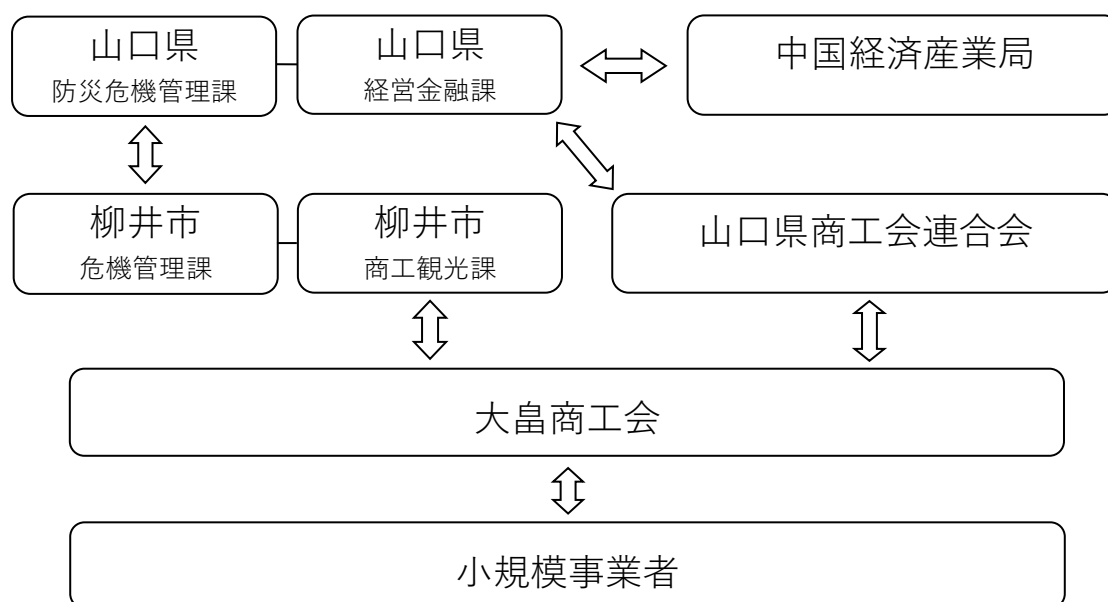
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。
 - ▶ 当会と当市の情報の伝達は原則、商工観光課を窓口とする。

- ・当市で取りまとめた「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、メール又はFAXにて当会又は当市より山口県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報をメール又はFAXにて当会又は当市より山口県へ報告する。
- ・当会は、当市と共有した情報を全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、随時山口県商工会連合会へ報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法で山口県（商工労働部経営金融課）へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について柳井市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(2024 年 4 月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A["大畠商工会 法定経営指導員"] <--> 連携・連絡調整 B["柳井市 商工観光課"]; A -.-> 連携 C["柳井市 危機管理課"]; A <--> 連携 普及啓発 D["県共済 損害保険各社"]</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 室田 海斗（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会／商工会議所 大畠商工会 〒749-0101 山口県柳井市神代 4830 番地 TEL：0820-45-2414 ／ FAX：0820-45-2456 E-mail：oobatakechou@yamaguchi-shokokai.or.jp	
②関係市町 柳井市役所 商工観光課 〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号 TEL：0820-22-2111（内線 361）／ FAX：0820-23-7474 E-mail：shokokanko@city-yanai.jp	
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・ 専門家派遣費	90	90	90	90	90
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフレット等作製費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、柳井市補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。